

NPO 法人呼及舎定款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人呼及舎と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は主たる事務所を東京都国立市富士見台一丁目 8 番地 3 5 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、障害の種別や程度を問わず障害をもつ方々や生活困窮者、およびそうした人々をケアする人々に対して、地域社会での安心できる生活の定着やそのような地域生活への移行のための、相談を含む支援に関する事業、およびそれらに関連する見識を高めるための研究とその学習を希望する者に対する教育に関する事業を行い、人間性の多様な側面が尊重され包摂される社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 5 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- 6 生活困窮者向けのパントリー事業

- 7 就労支援のための飲食業
- 8 研究・教育事業
- 9 就労支援のための古物商
- 10 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(1) 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(2) 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、総会において会費なしが定められる場合もある。会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

また、会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第12条 役員は総会において選任する。

(1) 代表理事は、理事の互選とする。

(2) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(1) 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(2) 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があること発見した場合には、これを総会又は所轄省庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 1号、2号の点について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期及び欠員補充)

第14条 役員任期は

(1) 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(2) 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(3) 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

(1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。同条項関して必

要な事項は、総会において定める。

(事務局及び職員)

第17条 事務局の設置

(1) この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

(2) 事務局長は、事務局を総理する。

(3) 事務局長及び職員の任免その他事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が行う。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 上記の諸規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会

(1) 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

(2) 代表理事は、前条第2項1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(3) 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各会員の表決権は平等なるものとする。やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は会員を代理人として表決を委任することができる。前述の規定により表決した会員は、前述の適用については、総会に出席したものとみなす。

総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集

の請求があったとき。

(3) 第20条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

(1) 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

(2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第2項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は平等なるものとする。

(1) やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。

(2) 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(3) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については議長において議事録を作成し、これを保存しなければならない。議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選出された議事録署名人1名が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品及び補助金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、総会の議決を経て、代表理事が管理する。この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。前述の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 代表理事は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更するときは、総会において、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

第46条 45条(1)の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第47条 45条(2)の事由による解散は、所轄庁の認定がなければその効力を生じない。
(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項の規定に従い、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て選定したものに帰属させることとする。

第9章 雑則

(公 告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所に掲示するほか、官報によりこれを行う。

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事長 樋口拓朗

副理事長 上田憲太郎

理事 西阪凜太郎

監事 村越雅規

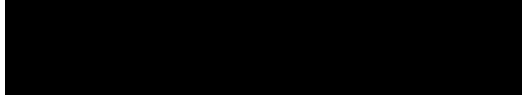
3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 徴収しない
正会員会費 徴収しない
- (2) 賛助会員入会金 徴収しない
賛助会員会費 徴収しない



役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人 呼及舎

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	○(理事)・監事	ヒグチタクロウ	有・○(無)	代表理事
		樋口拓朗		
2	○(理事)・監事	ウエダケンタロウ	有・○(無)	副理事
		上田憲太郎		
3	○(理事)・監事	ニシサカリンタロウ	有・○(無)	理事
		西阪凜太郎		
4	理事・○(監事)	ムラコシマサノリ	有・○(無)	監事
		村越雅規		
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和6年度 事業計画書

NPO法人 呼及舎

1 事業実施の方針

障害者総合支援法および介護保険法に基づく、ヘルパー事業および相談支援事業を運営し、障害者および高齢になられた障害者の地域生活上のニーズや地域へ移行に対するニーズに、利用可能な制度を活用して応答していく。そのうえで、障害福祉制度や高齢者福祉制度では対応しきれないニーズに対応するために、カフェや食料配布の機会を開いて窓口を設け、制度外でもニーズを受け止め応答できる体制を開く。

そうした活動を通じて得た知見を、研究活動を通じて言語化し、ワークショップや出版活動を通じて教育・啓発する活動を並行して行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3,928 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲および人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス	居宅介護ヘルパーによる、重度障害者の居宅に訪問しての日常生活支援	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	ガイドヘルパーによる、重度障害者の外出・移動支援	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	相談支援専門員による、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成	通年	事務所相談室	職員3名	地域の障害者	2,400
介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業	訪問介護ヘルパーによる、高齢者の居宅に訪問しての日常生活支援	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
生活困窮者向けのパントリー事業	生活困窮者に配布する食料の収集と配布	通年	事務所1階スペース	職員3名 ボランティア3名	地域の生活困窮者	352

就労支援のための飲食業	カフェ・食堂の運営	通年	事務所1階スペース	職員3名 ボランティア3名	就労機会を地域に求める障害者、地域の住民	936
就労支援のための古物商	中古の衣類、家具、書籍等の回収と販売	予定なし	予定なし	予定なし	就労機会を地域に求める古物商、地域の住民	予定なし
研究・教育事業	障害者の地域移行と地域生活の支援をめぐる研究および、教育に関する事業	通年	事務所1階スペース	職員5名	地域の障害者、ケア従事者	240

令和7年度

事業計画書

NPO法人 呼及舎

1 事業実施の方針

障害者総合支援法および介護保険法に基づく、ヘルパー事業および相談支援事業を運営し、障害者および高齢になられた障害者の地域生活上のニーズや地域移行に対するニーズに、利用可能な制度を活用して応答していく。そのうえで、障害福祉制度や高齢者福祉制度では対応しきれないニーズに対応するために、カフェや食料配布の機会を開いて窓口を設け、制度外でもニーズを受け止め応答できる体制を開く。

そうした活動を通じて得た知見を、研究活動を通じて言語化し、ワークショップや出版活動を通じて教育・啓発する活動を並行して行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【96,339】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲および人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護ヘルパーによる、重度障害者の居宅に訪問しての日常生活支援	通年	事務所および利用者自宅	職員50名	地域の障害者	75,715
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	ガイドヘルパーによる、重度障害者の外出・移動支援	通年	事務所および利用者外出先	職員10名	地域の障害者	4,453
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	相談支援専門員による、障害者の地域移行のための一般相談支援	通年	事務所相談室	職員3名	地域の障害者	2,400
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	相談支援専門員による、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成	通年	事務所相談室	職員3名	地域の障害者	2,400
介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業	訪問介護ヘルパーによる、高齢者の居宅に訪問しての日常生活支援	通年	事務所および利用者自宅	職員20名	地域の高齢者	8,907
生活困窮者向けのパントリー事業	生活困窮者に配布する食料の収集と配布	通年	事務所1階スペース	職員3名 ボランティア3名	地域の生活困窮者	352

就労支援のための飲食業	カフェ・食堂の運営	通年	事務所1階 スペース	職員3名 ボランティア3名	就労機会を地域に求める障害者、住民	936
就労支援のための古物商	中古の衣類、家具、書籍等の回収と販売	通年	事務所1階 スペース	職員3名 ボランティア3名	就労機会を地域に求める障害者、住民	936
研究・教育事業	障害者の地域移行と地 域生活の支援をめぐる 研究および、教育に 関する事業	通年	事務所1階 スペース	職員5名	地域の障害者、ケア従事者	240

令和6年度 活動予算書

特定非営利活動法人呼及舎

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費	0	0			
賛助会員受取会費	0	0			
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0	0			
施設等受人評価益	0	0			
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0	0			
4 事業収益		3,600,000		0	3,600,000
_{同法第10条第1項第2号及び第3号を総合的に考慮するための法律に基づく特定相談支援事業収益}	3,600,000				
5 その他の収益		5,000,000		0	5,000,000
合同会社呼及舎からの借入	5,000,000				
経常収益計		8,600,000		0	8,600,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		4,443,520		0	4,443,520
給料手当	3,928,000				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	515,520				
(2) その他経費		138,144		0	138,144
会議費	25,412				
旅費交通費	50,332				
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費	62,400				
事業費計		4,581,664		0	4,581,664
2 管理費					
(1) 人件費		242,578		0	242,578
役員報酬	0				
給料手当	240,000				
福利厚生費	2,578				
専門家報酬					
(2) その他経費		2,089,425		0	2,089,425
消耗品費	79,694				
水道光熱費	180,000				
通信運搬費	96,000				
地代家賃	768,000				
旅費交通費	48,571				
ソフトウェア利用料	917,160				
管理費計		2,332,003		0	2,332,003
経常費用計		6,913,667		0	6,913,667
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		1,686,333		0	1,686,333
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,686,333		0	1,686,333
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					1,686,333

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人呼及舎

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費	0	0			
賛助会員受取会費	0	0			
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0	0			
施設等受人評価益	0	0			
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0	0			
4 事業収益		128,963,989		0	128,963,989
障害者・高齢者及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	120,559,936				
障害者・高齢者及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業収益	1,215,500				
障害者・高齢者及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	600,000				
介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業収益	6,588,553				
5 その他の収益		-5,050,000		0	-5,050,000
合同会社呼及舎への返済	-5,000,000				
合同会社呼及舎への金利返済(年利1%)	-50,000				
経常収益計		123,913,989		0	123,913,989
【B】 経常費用					
1 事業費		102,369,303		0	102,369,303
(1) 人件費		102,369,303		0	102,369,303
給料手当	91,477,615				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	10,891,688				
(2) その他経費		5,211,336		0	5,211,336
会議費	943,200				
旅費交通費	1,868,136				
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費	2,400,000				
事業費計		107,580,639		0	107,580,639
2 管理費		3,900,058		0	3,900,058
(1) 人件費		3,900,058		0	3,900,058
役員報酬	0				
給料手当	1,205,599				
福利厚生費	54,458				
専門家報酬	2,640,000				
(2) その他経費		9,582,480		0	9,582,480
消耗品費	3,065,184				
水道光熱費	252,000				
通信運搬費	192,000				
地代家賃	3,288,000				
旅費交通費	1,868,136				
ソフトウェア利用料	917,160				
管理費計		13,482,538		0	13,482,538
経常費用計		121,063,177		0	121,063,177
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		2,850,812		0	2,850,812
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		2,850,812		0	2,850,812
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					2,850,812

特定非営利活動法人

設立趣旨書

1 趣旨

NPO法人呼及舎は、障害の種別や程度を問わず障害をもつ方々や生活困窮者、およびそうした人々をケアする人々に対して、地域社会での安心できる生活の定着やそのような地域生活への移行のための、相談を含む支援に関する事業、およびそれらに関連する見識を高めるための研究とその学習を希望する者に対する教育に関する事業を行い、人間性の多様な側面が尊重され包摂される社会の実現に寄与することを目標とする。

国連の定める障害者権利条約は、世界の障害者政策の羅針盤として、障害者の脱施設・地域移行をその中心で明確に定めており、2023年現在、180を超える国と地域が条約に批准し、1970年代からの脱施設・地域移行の世界的潮流は、障害種別や地域を超えた普遍的な前提となりつつある。日本においても、2014年に政府が条約に批准したことで、障害を持つあらゆる人々が施設を出て地域に移行するための制度整備が積極的に施されてきた。

しかしながら、日本の地域移行は、外面は進んだが内実が伴うとは言い難い。このことは、2022年10月7日、国連障害者権利委員会が公表した『障害者権利条約に関する日本国の第1回報告に対する最終見解』においても厳しく勧告されている。つまり日本社会は、地域移行のスローガンはあるが、地域に受け皿がない社会であると、国際基準に即して公式に評価されるに至った。

当法人は、こうした課題を受けて、地域社会の中にその受け皿を作っていくことが望ましいと考えている。これまでに、前進団体である合同会社呼及舎として、2012年から10年超にわたって、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスを提供することで、重度障害者の地域自立生活支援を、関連諸団体と連携しながら組織してきた。

今後は、障害の程度にかかわらず、制度に則った障害福祉サービスを必要とするか否かにかかわらず、軽度の障害に起因する生活困窮者も対象に含めて、地域社会の中に多様な人間性を受け止める基盤を作っていきたい。そのために、合同会社呼及舎は、NPO法人呼及舎として再出発することを決めた。

2 申請に至るまでの経過

2012年3月1日 合同会社呼及舎を設立

2022年9月15日 NPO法人設立のための準備会開催

2023年4月12日 NPO法人立ち上げプロジェクトチーム始動

2023年12月19日 設立総会開催

2023年 12月 27日

設立代表者

氏名 樋口拓朗